

寄自然休養村管理センターの改修及び事業委託 に向けたサウンディングの実施について

1 目的

寄地域は、中津川沿いの桜並木やしだれ桜、寄ロウバイ園、寄大橋や山、斜面からの眺望など豊かな自然資源、地域の交流拠点である寄自然休養村及び寄七つ星ドッグランなど、多くの地域資源を有するとともに、本町の農業を支える里山エリアとしての役割を担っています。

今後町では、多くの地域資源を有する強みを活かした観光の活性化や交流拠点の整備に取り組むとともに、多様な主体との協働・連携による良好な営農環境の保全と里山の適切な管理を図ります。

さらに、既存コミュニティの維持・活性化及び若年世代の移住、定住を促進し、住民、観光客双方にとって魅力ある、地域づくりを目指しています。(都市マスタープランより)

寄自然休養村管理センター(以下「センター」と称す)は観光交流拠点として松田町が1975年に開設したもので、宿泊施設、食堂及びBBQコーナーが併設されており、指定管理者の「(有)みやまの里」が合宿受入れや飲食業を営むほか、寄地区の観光案内、「寄テニスコート」「みやま運動広場」といったスポーツ施設の予約、手続き、受付を行っています。また、地元のとれたて野菜や手作り品などの販売も行っています。

築50年となりセンターの老朽化、仕様が今に合わないことや事業が管理を主体とした業務のみに留まっている等の課題があります。そこで、都市マスタープランに示す「観光の活性化や交流拠点の整備に取り組む」に値するようセンターを改修するとともに現事業の拡充及び新規事業の展開を官民連携により図ることとします。

センター再整備に先立ち、民間事業者からセンターの改修、運営、観光の活性化事業等のアイデアや実現可能性を確認することを目的にサウンディング調査を行うこととします。

なお、町では令和6年度中にセンターの再整備及び観光活性化事業委託と共に「みやま運動広場」の人工芝生化、「寄テニスコート」にクラブハウスの設置を予定しています。

多くの民間事業者から優れた提案・意見をいただけることを期待しています。

2 対象施設

施設の所在地	松田町寄3415
敷地面積	2159.6㎡
用途地域	都市計画区域外
構造・面積等	鉄骨造2階建 延床面積：487.62㎡

3 期待する提言

- (1) センター及び外構改修プラン及び目安の工事費
- (2) 現事業の拡充及び新規事業の展開及び目安の委託費
- (3) その他、事業にあたって懸念されることや町に期待すること

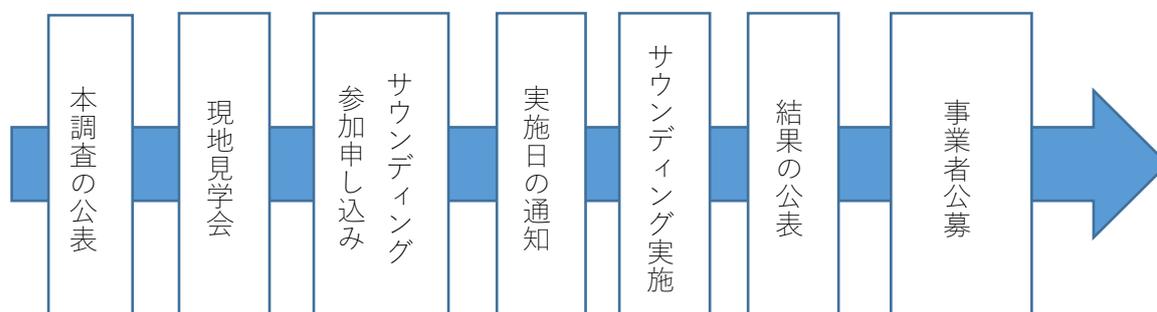
4 サウンディングの実施について

- (1) サウンディング対象者

参加できるのは、センターの改修を企画し、観光活性化事業を実施していこうと考えている

法人又は法人のグループとします。

(2) サウンディングの流れ



1) 現地見学会

本施設について、現地を自由に見ていただき、現況の確認をしていただきます。参加を希望する場合は、申込期限までに事務局へ「現地見学会参加申込書」をEメールに添付して送付ください。なお、件名は「見学会参加申込」としてください。見学会の日程は次のとおりです。

日 時 令和6年10月25日（金）午後2時00分から

場 所 センター

申込期限 令和6年10月24日（木）午後5時まで

2) サウンディング参加申し込み

別紙「サウンディング参加申込書」に必要事項を記入いただき、申込期限までに事務局へEメールに添付して送付ください。なお、件名は「サウンディング参加申込」としてください。

申込期限 令和6年11月1日（金）午後5時まで

※1)の現地説明会及び見学会に参加していなくても、参加可能です。

3) 実施日の通知

意見交換は、令和6年11月6日（水）～8日（金）の間に1時間程度を目安に実施します。参加申込書に記載いただいた希望日時をもとに決定しますが、場合によって調整をお願いすることもありますので、ご承知おきください。

4) サウンディングの実施

3で示した提言を中心に、サウンディング・意見交換を行います。なお、企業の知的財産の保護のため、非公開で行います。

説明に必要な資料を提出してください。また、必要に応じてサウンディングシートをご利用ください。なお、お持ちいただいた資料等も非公開とします。

5) 結果の公表

本調査の実施結果について、概要をホームページ等で公表します。なお、公表する内容については、事前に参加者に内容について確認を行い、参加者の名称や、詳細、企業独自のアイデアやノウハウに関することは公表しません。

6) 事業者公募

意見交換の結果を踏まえて、利活手法、諸条件の整理を行い、令和7年度中に委託事業者の公募を行う予定です。

5 参加にあたっての注意事項

(1) 参加の扱い

サウンディングへの参加は、後に実施する予定であるセンターの利活用事業者の公募において、優位性を持つものではありません。

(2) 参加に要する費用

サウンディングに参加することに伴う費用については、すべて参加者の負担とします。

(3) 追加のお伺い

必要に応じて、サウンディング後にも町から質問をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 参加者の制限

次のいずれかに該当する者はサウンディングに参加できません。

- 1) 松田町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 25 日条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 4 号に規定する暴力団経営支配法人等
- 2) 1) に示すものと密接な関係を有すると認められる者
- 3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

6 事務局

松田町観光経済課

住 所 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037

電 話 0465-83-1228

Eメール kankou@town.matsuda.kanagawa.jp